

鳥取産業保健総合支援センターのご案内



鳥取産業保健総合支援センターは、企業の明るい未来のために、働く人の「こころ」と「からだ」の健康を無料でサポートしています。

主な事業内容は以下のとおりです。

(1) 産業保健研修会の開催

産業保健に関するさまざまなテーマで、産業保健スタッフ(産業医、保健師、衛生管理者、労務担当者等)を対象とした研修会を実施しています。

(2) 窓口相談・実地相談対応

産業保健スタッフを対象として、健康障害、メンタルヘルス、化学物質管理、健康診断等、産業保健に関する様々なご相談に対応いたします。また事業場の具体的な状況に応じた専門的な支援(職場環境改善等)が必要な場合には、事業場を訪問する実地相談も実施しています。

(3) メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援・管理者教育の実施

メンタルヘルス対策の専門家が個別に事業場を訪問して、職場のメンタルヘルス対策の体制整備、心の健康づくり計画等についてアドバイスを行います。また、ご希望により、管理者教育を実施します。

(4) 産業保健に関する情報提供

ホームページ、メールマガジン等を通じて産業保健に関する法令、情報、研修会情報等を発信しています。また、環境測定機器等の貸出も行っております。メールマガジンは当センターHPからご登録いただけます。

具体的にはどんな相談にのっていただけるのでしょうか？



例えば、衛生委員会の活性化の方法や、事業場でのメンタルヘルス体制の整備の方法、ストレスチェック制度等についてアドバイスさせていただきます。



分かりました。困った時やヒントが欲しい時はお願いします。研修会にも参加してみます。



おまかせください。研修会にもぜひご参加下さい。いずれもHPからお申込いただけます。またお電話(平日8時30分～17時15分)でご相談いただくこともできます。



独立行政法人 労働者健康安全機構 鳥取産業保健総合支援センター
〒680-0846 鳥取市扇町115-1 鳥取駅前第一生命ビルディング6F
TEL 0857-25-3431 FAX 0857-25-3432

HP <http://www.tottoris.johas.go.jp/> E-mail: info@tottoris.johas.go.jp

地域産業保健センターのご案内



地域産業保健センターでは、産業医の選任されていない50人未満の事業場を対象に、そこで働く人や事業主へ様々な産業保健サービスを無料でご提供しています。

主な事業内容は以下のとおりです。

(1) 健康診断後の医師の意見聴取

健康診断で異常の所見があった労働者に関して、健康保持のための対応策などについて、事業主が医師から意見を聴くことができます。

(2) 長時間労働者に対する面接指導

時間外労働が長時間に及ぶ労働者に対し、医師が疲労の蓄積度に応じた面接指導を行います。

(3) 労働者の健康管理に係る相談(メンタルヘルスを含む)

脳・心臓疾患リスクが高い労働者、メンタルヘルス不調を感じている労働者、治療と職業生活の両立を希望する労働者及び当該労働者を使用する事業主に対し、医師・保健師による相談・指導を行います。

(4) 個別訪問による産業保健指導の実施

医師または保健師が事業場を訪問し、作業環境管理、作業管理、メンタルヘルス対策等の健康管理の状況を踏まえ、総合的なアドバイスを行います。

うちの会社は労働者数が50人未満だけど、する必要があるのかい？



労働者50人未満の事業場でも、健康診断の実施や、上記の(1)健康診断後の事後措置、(2)長時間労働者に対する医師による面接指導は、事業者の義務とされています。また、専門家に事業場を見てもらってアドバイスをもらったり、労働者からの健康管理に係るご相談にも対応できます。専門家の事業場訪問での相談も全て無料です。



そうなんだ。では困った時や健康診断後、長時間労働者が出た時には相談するよ。



おまかせください。お問い合わせは下記窓口(コーディネーター)までお願いします。お申し込みは、鳥取産業保健総合支援センターHPの「地域産業保健センター」内の利用申込書をご利用下さい。



※事前予約が必要です。(随時受付中)

地域窓口名	郵便番号	住所	電話番号/ FAX番号
東部	680-0845	鳥取市富安1丁目75 鳥取県東部医師会館内	0857-29-2255/ 0857-22-2754
中部	682-0871	倉吉市旭田町18 鳥取県中部医師会館内	0858-23-2651/ 0858-23-2651
西部	683-0824	米子市久米町136 鳥取県西部医師会館内	0859-22-3570/ 0859-34-6252